

重要事項説明書

あなたに対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	健寿会
法人の所在地	山口県山陽小野田市大字有帆10662番地8
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 石松 剛
電話番号	0836-84-0317

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームちぐさの
施設の所在地	佐賀県唐津市北波多徳須恵1201番1
施設長名	西野 靖
電話番号	0955-64-2239
FAX番号	0955-64-3972

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		佐賀知事の事業者指定		利用人数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設 特別養護老人ホームちぐさの	平成27年9月1日	佐賀県 4170200796号	80人
居宅	通所介護 デイサービスセンターきたはた	平成27年9月1日	佐賀県 4170200796号	25人
居宅介護支援事業 北波多居宅介護支援事業所		平成27年9月1日	佐賀県 4170200804号	

4 事業の目的及び運営方針

- 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業は、要介護状態、要支援状態となった場合においても、その利用が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図る。
- 当事業所は法の理念に基き、利用者の処遇に万全を期するものとする。短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護の運営は、特別養護老人ホームちぐさのと同法人の北波多居宅介護支援事業所、デイサービスセンターきたはたその他関係機関等との有機的な連携を図りながら行うものとする。

5 施設の概要（特別養護老人ホーム）

（1）敷地・建物

敷地		6402.82㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造り地上4階建（耐火構造建築）
	延べ床面積	4520.36㎡
	利用定員	88人（施設80人・短期8人）

（2）居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室A	3室	39.720㎡	13.24㎡
個室B	5室	68.100㎡	13.62㎡

※ 指定基準は、居室1人あたり10.65㎡

（3）主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
デイルームは介護老人福祉施設に併設	1室	33.34㎡	
ユニット浴室は介護老人福祉施設に併設	1室	7.82㎡	
一般・機械浴室は介護老人福祉施設に併設	1室	65.184㎡	
医務室は介護老人福祉施設に併設	1室	18.70㎡	

6 職員体制（令和3年8月現在）職員配置は指定基準を遵守します。

職種	員数	指定基準数	職種	員数	指定基準数
管理者	1	1	医師（非常勤）	1	1
生活相談員	1	1	介護支援専門員	1	1
看護職	52.9	30	機能訓練士	1	1
介護職			（管理）栄養士	1	1
事務員	2	-			

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間	休暇	備考
施設長	8:30~17:30	4週8休	土日祝祭日休
生活相談員	8:30~17:30	4週8休	日公休
介護職員	早出 7:30~16:30 日勤A 9:00~18:00 日勤B 9:30~18:30 遅出 12:30~21:30 夜勤 21:30~8:00	4週8休	(利用者:職員) 3:1 夜勤6名で対応
看護職員	早出 7:30~16:30 日勤 8:30~17:30 遅出 9:30~18:30	4週8休	
機能訓練指導員	8:30~17:30	4週8休	看護職兼務
介護支援専門員	8:30~17:30	4週8休	
医師	週1回	非常勤	入所者の状態観察及び治療
栄養士	8:30~17:30	4週8休	管理栄養士
事務員	8:30~17:30	4週8休	

8 営業日及び利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご担当の介護支援専門員にご相談下さい

9 施設サービスの概要

本施設が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

(1) 介護保険給付によるサービス

種類	内容
食事	<p>食事時間 (目安) 状況によって多少の差が生じる場合があります。</p> <p>朝食 8:00~</p> <p>昼食 12:00~</p> <p>夕食 18:00~</p> <p>食事場所</p> <p>原則ショートステイ用ユニットのデイルームにて食べて頂きます。</p> <p>○栄養士の立てた献立で、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します</p> <p>○行事等にあわせて提供方法を変更する場合があります。</p> <p>○献立表は1週間毎に各ユニットに配布し、参照できるようにします。</p> <p>○食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。</p>
口腔ケア	毎食時食事終了後職員により、口腔ケアのお手伝いをします。
排泄	利用者の身体機能に応じて、布パンツ、紙パンツ、オムツ、尿取りパット等を組み合わせて使用します

入浴日	年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います 一般浴：ショートステイ用ユニットで設定 機械浴：ショートステイ用ユニットで設定 時間、入浴方法は当施設のマニュアルどおり 入浴日以外でも必要に応じて、入浴、清拭を行います
離床	寝たきり防止のため毎日の離床のお手伝いをします。 食事時、レクリエーション、おやつ時 その日の体調に合わせてます。
着替え	朝夕、入浴時、汚染時の着替えのお手伝いをします。
シーツ交換	毎週1回行います。その他必要に応じて随時行います。
整容	適切な整容が行われるよう、身の回りのお手伝いをします。
寝具の消毒	寝具の消毒は毎月1回行います。その他必要に応じて随時行います
洗濯	洗濯は施設にてさせていただきます（ご自宅での洗濯も可能です）。 緊急時（便汚染、尿汚染等がある場合）は施設対応も致します。 毛糸類、ウール類は縮みますので保証はできません。家での洗濯をお願いします。 着替えは入浴日、その他、適宜実施致します。
機能訓練	機能訓練指導員が入所者の状況に応じた身体機能維持のための訓練を検討し、提案・実施するなどして身体機能低下の防止に努めます。
健康管理	長期間ご利用の場合、当施設の協力医と相談し週1回の診察日に診療を受け、健康維持が図れるよう配慮します。診察日以外でも必要に応じて対応検討します。 外部の医療機関受診の際には付き添いをお願い致します。
娯楽等	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽 クラブ活動、生花、習字、カルチャー クラブ活動によっては、活動費用を自己負担していただくことがあります。 ・主なレクリエーション 年間施設行事計画に沿って実施します 誕生会、季節行事、運動会等。 内容によっては自己負担をしていただくことがあります
介護相談	利用者及びご家族からの相談に応じ、必要な助言・支援を行います。 相談窓口：生活相談員
送迎	送迎可能（原則、土・日・祭日の送迎は行っていません） 当事業所の事業実施地域以外の送迎については別途料金をいただきます（短期入所生活介護運営規程を参照）。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食 事 の 提 供	利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額の負担となります。
住 居 の 提 供	施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額の負担となります。
理 髪	出張理美容室に依頼し、施設内においてカット等行う事ができます。費用は実費となります。
レクリエーション	当施設では、施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画しています。
特 別 食	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。 嚥下困難によるトロミ付、高カロリー栄養食は希望者に対応する事ができます。

10 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者、サービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、雇用契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護	事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族等に関する情報を提供する場合は、予め文書で同意を得るものとします。 事業者は、利用者及び利用者の家族に関する情報が含まれる記録物についても、管理者のもと責任を持って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

【 SNS への画像等掲載について 】

当施設ではインスタグラムなど SNS アカウントを開設し、施設での様子を随時配信しています。主にイベントや療養生活の一場面を写真や動画でアップしているのですが、SNS へ写真や画像をあげることに抵抗のある方は、下記までお申し出下さい。

可能な範囲で配慮させていただきます。

なお、可能な範囲で加工処理は行いますが、集合写真のように遠景で撮影されている写真、イベントの様子を撮影したものの中に一部映り込むなどが発生する可能性があります。

その際はご容赦頂きますと幸いです。

本件に関しますお問い合わせ、お申し出は **TEL 0955-64-2239** までお願いいたします。

1.1 事故発生時の対応

<ul style="list-style-type: none"> • 緊急時 原則として利用者のかかりつけの医療機関への救急搬送となりますが、状況に応じて当施設協力医療機関に搬送させていただく場合もあります。予めご了承ください。 • 事故発生時 <ol style="list-style-type: none"> 1 当施設は利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 2 前項の場合において、重大な事故が発生した場合、且つ当施設に重過失が生じた場合、当施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。 3 前項の場合において、当該事故発生において利用者に重過失がある場合は、損害賠償には応じません。 4 事故対応については当施設の定めるマニュアルにしたがって対応します。

1.2 苦情等申立先

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がありましたら、お気軽にご相談ください。ご意見箱、第三者委員会も設置しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。		
苦情解決責任者	施設長	
苦情解決窓口	生活相談員	
唐津市高齢者支援課	0955-70-0102	唐津市役所内
佐賀県国民健康保険団体連合会	0952-26-1477 (介護保険係 苦情処理担当)	佐賀市呉服元町 7-28
佐賀県長寿社会課	0952-25-7266	佐賀県庁内
その他、利用者居住の保険者窓口		
第三者委員		
松本祐次様	090-8164-7630	市内山下町 1187-1
前田直政様	0955-78-0234	市内山本 1581

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	唐津市民病院きたはた（入院諾）	
所在地	佐賀県唐津市北波多徳須恵 1 4 2 4 番地 1	0955-64-2611
院長名	大野 每子	
○ 協力歯科医院		
医療機関の名称	神吉歯科医院	
所在地	佐賀県唐津市北波多徳須恵 1 1 6 0	0955-64-2075
院長名	神吉 京子	
○ その他の医療機関		
医療機関の名称	医療法人 唐虹会 虹と海のホスピタル（精神科 入院諾）	
	唐津市原 842-1	0955-77-5120

14 身体拘束について

当施設は利用者の皆様に身体拘束のないケアに職員一体となって取り組んでいます。が、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に該当する場合はNo.2, No.3の様式に従って拘束を行うことがあります。身体拘束を行う場合はご家族の同意を得、身体拘束に係わる事項を記録します。

15 介護、看護記録の開示について

利用者の皆様の介護及び看護の状態をお知りになりたい場合は介護主任又は生活相談員にお申し出下さい。

- 1 利用者との続柄、及び目的を申し出てください。
- 2 ご家族等にお知らせしなければならない状態は、看護・介護リーダーから説明致します。
- 3 記録を読まれ説明を受けた場合は記録欄の後ろに押印をお願いします

16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間 9:00~20:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外 出 ・ 外 泊	外出、外泊の際には必ず行き先と帰園日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫 煙 ・ 飲 酒	施設内は原則禁煙です。 施設内での飲酒はお断りしています。
迷 惑 行 為 等	騒音等入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、他の入居者の居室に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での宗教活動、政治活動（選挙活動を含む）は堅くお断りします。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び動物飼育はお断りします。
自己負担金お支払い方法について	自動引き落としをご利用ください。（銀行、郵便局、農協） ご家族が支払いに来園されることも可能です。 理由なく3ヶ月間、利用料滞納の場合は施設利用ができなくなります。 （支払方法等ご相談下さい）

私は、本書面に基づいて当施設職員（氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利 用 者 住 所
氏 名 _____ 印

利用者の家族 住 所
氏 名 _____ 印
続 柄 _____

特別養護老人ホームちぐさの（短期入所生活介護（予防含））において算定している各種加算について

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われており、その見直しによっては当事業所の利用料金が変わる場合があります

このため、当事業所利用における各種加算等に関しましては、別紙に準備しております事業利用料金表を元にした説明とさせて頂いておりますので、予めご了承下さい

- 利用料のうち、介護保険適用分に関しましては、個々の所得等に応じ、行政での手続き後に発行される負担割合証記載の割合での請求となります
利用料金表には便宜上、1割負担分を掲載しております
負担割合に応じた月々の費用に関しましては、当施設担当職員へお問合せ下さい

- 居室料及び食費に関しましては、その方の所得階層に応じて段階的な設定となっております
こちらも利用料金表の方に記載がありますのでご確認ください
なお、こちらの所得段階に関しましても、行政窓口での手続きによって資格証の発行ができませんので、恐れ入りますが早めの手続き・確認をお願いします

- 医療費、薬代、理美容代は実費となります
食事の摂取状況次第では、栄養補助食品が必要となる場合があります
使用する補助食品や提供する頻度によっては別途実費が必要となる場合があります